

県内果樹生産者の皆様へ

優良品種への改植等を応援します!!

～「果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業」のご案内～

【平成28年～平成32年度】

3期対策の3年目です!!

★ 申込み期限がありますので、ご相談はできるだけ早めをお願いします ★

お問い合わせ先

- J A または市町村（産地協議会事務局）
- 秋田県内の地域振興局 農業振興普及課
- 秋田県農林水産部 園芸振興課 【TEL 018-860-1804】
- 公益社団法人秋田県青果物基金協会 【TEL 018-864-2446】

果樹経営支援対策事業は、優良品種・品目への改植や園地整備などの費用を助成するもので、果樹の支援対象者（個人）が実施可能な事業です。

また、果樹の改植を実施した場合の未収益期間（4カ年間）に対する助成対策（果樹未収益期間支援事業）も実施されています。

平成32年度までの期間限定での実施となりますので、積極的な活用をお願いします。

1 事業のメニューは？

事業の内容	補助額・補助率
1 優良品目・品種への転換 (1) 改植 ① りんごわい化栽培への改植 ② なし・かき・すもも ジョイント栽培への改植 ③ ぶどう垣根栽培への改植（加工仕向け用） ④ 主要落葉果樹への改植 ⑤ 主要落葉果樹以外の果樹への改植 (2) 高接ぎ（全ての果樹）	定額（33万円/10a） 同上 同上 定額（17万円/10a） 補助率（1/2以内） 補助率（1/2以内）
2 小規模園地整備（全ての果樹） ① 園内道（舗装が必要） ② 傾斜の緩和 ③ 土壌土層改良	補助率（1/2以内）
3 用水・かん水施設の設置	補助率（1/2以内）
4 条件不利園地の廃園 ① りんご（わい化含む） ② その他の果樹	定額（8万円/10a） 補助率（1/2以内）
5 特認事業 ① 特認植栽（同一人以外の移動改植） ② 新植（産地計画に位置付ける品目等） ③ 防霜ファン ④ 防風網（暴風に耐えられる強度のもの）	補助率（1/2以内）
※ 主要落葉果樹：・かんきつ類の果樹・りんご・ぶどう・なし・もも・おうとう・びわ ・かき・くり・うめ・すもも・キウイフルーツ・いちじく （上記の13果樹のうち、各果樹産地協議会の産地構造改革計画に位置付けられた果樹が対象）	

2 事業ができる人は？（産地計画に位置付けられた担い手が対象）

➔ 果樹産地協議会（生産者代表・JA・市町村・地域振興局等などで構成）が作成した**果樹産地構造改革計画**に基づいた「担い手」が対象となります。

➔ 担い手は、各果樹産地協議会で異なりますが、主に

- ① 認定農業者
- ② 農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家
- ③ その他、果樹産地協議会が担い手と位置付けた農業者

などとなっていますので、果樹産地協議会（JAまたは市町村が事務局）にお問い合わせください。

3 事業にはどんな特徴がありますか？

- ➔ 集団の要件は無く、個人で事業を実施することができます。
 - ➔ 自力施工ができ、工事費の軽減ができます。(一部を除く)
 - ➔ 改植では、伐採～苗木植え付けまでを2ヵ年で実施することができます。
 - ➔ 放任園でも、改植事業の対象となる場合があります。
 - ➔ 同一人の移動改植及び同一人以外の特認植栽も対象となります。
 - ① 山手の園地を伐採し平場の圃場に植え付けする場合など。(同一人の移動改植)
 - ② Aさんが廃園し、Bさんが新しい圃場に植え付けする場合には、産地計画に基づいた調整が必要(同一人以外での移動改植)
- ※ ②の場合、Aさんには定額8万円/10a、Bさんは補助率1/2(わい化改植でも)となります。

4 支援を受けるためには、主にどんな要件がありますか？

- ➔ りんごにあっては、生産出荷目標の配分を受けて、計画出荷に取り組む必要があります。(市場出荷が全くない場合を除く)
- ➔ 対象面積は、**2畝(200㎡)以上**です。(一部10畝以上のメニューあり)
- ➔ 廃園事業を実施する場合、他の担い手が果樹面積を増やす(集積する。)必要があります。

5 事業対象とならないのは、主にどのようなケースですか？

- ➔ 産地計画で決められた品目・品種以外を改植・高接ぎする場合。
- ➔ 同一品種を改植・高接ぎした場合。(わい化・ジョイント栽培等は、助成対象)
- ➔ 改植以外の資材及び機器等の購入及び単純更新は事業の対象とはなりません。

6 マルバ台からわい性台へ改植する場合の計算例は？

〔例：10アールに苗木74本を植え付けする場合〕(樹間3m・列間4.5m)

■ 経費

・苗木74本購入…………… (@2,000円×74本)	148,000円
・1本支柱購入(木) … (@1,800円×74本)	133,000円
・土壌改良剤費(堆肥・苦土石灰・ヨウリン等)	30,000円
・バックホー借り上げ料	20,000円
・雇用労賃…………… (@6,500×2人×2日)	26,000円
①……………合計	357,000円

■ 国からの補助金

・りんごからりんご(わい化) …定額	②……………合計	330,000円
--------------------	----------	----------

■ 農業者の自己負担…………… (①-②)	③……………合計	27,000円
-----------------------	----------	---------

果樹未収益期間支援事業は、果樹経営支援対策事業において優良品種・品目への改植を実施した支援対象者個人が対象となります。

改植における未収益期間（実がなり出荷出来るまでの育成期間：4年間）に対し10ア当たり220,000円（**55,000円／10ア×4年間**）を助成するもので、改植終了後、一括して助成を受けることができる事業です。

1 事業の採択要件はありますか？

- ➔ 事業対象面積は、果樹経営支援対策事業において改植を実施した支援対象者であって、**2ア（200㎡）以上**の改植園地が対象です。
- ➔ 2アに満たない改植園地は、対象にはなりません。

2 助成の額はどのくらいになるのですか？

- ➔ 助成の額は、下記のとおりとなります。

[例：Aさんが2カ所の園地を改植した場合の助成額]

改植面積	助成単価	助成額
■ ①の園地の改植面積： 750㎡	220円／㎡	286,000円
■ ②の園地の改植面積： 550㎡		
■ 合計の改植面積： 1,300㎡		

3 助成金の交付の時期はいつごろですか？

- ➔ 基本的には、改植が終了した年度の8月末頃又は3月末となり、改植の事業費と併せ交付を受けることができます。
- ➔ 改植の完了時期が本年4月以降で実績報告等の手続きが6月中に完了した場合には、本年8月末頃（予定）に一括交付されることとなります。

当該年度の実施計画の取りまとめは、下記のとおり年2回となっておりますので、最寄りのJA又は市町村（産地協議会事務局）等へお早めに申込み下さい。

- ➔ 第1次実施計画……**平成〇〇年 4月中旬**（果樹産地協議会→青果物基金）
- ➔ 第2次実施計画……**平成〇〇年 9月中旬**（果樹産地協議会→青果物基金）